

設計課題 「夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅（木造2階建て）」

1. 設計条件

- ある都市の住宅地において、夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅を計画する。計画に当たっては、次の①～③に特に留意する。
- 建築設計事務所部分と住宅部分は、出入口を完全に分離し、屋内の1階部分で行き来ができるようにする。
 - 敷地内に、屋外テラスを設け、食事や休憩などが行えるようにする。
 - 敷地内にシンボルツリー（枝張り3m）を植栽する。
- (1) 敷地
- 形状、道路との関係、方位等は、下図のとおりである。なお、敷地内の斜線部分は、駐車・駐輪・アプローチ・屋外テラス・植栽等のスペースとし、建物は計画してはならない。
 - 第1種住居地域内にあり、準防火地域に指定されている。
 - 建ぺい率の限度は60%、容積率の限度は300%である。
 - 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
 - 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。
- (2) 構造、階数、建築物の高さ等
- 木造2階建てとする。
 - 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは7m以下とする。
 - 建築物の屋根及び外壁、軒裏、外壁に用いる開口部等については、準防火地域において対応できる仕様とする。
 - 耐力壁（筋かい等を設けた構造上有効な壁）は、必要な量をバランスよく配置する。
- (3) 延べ面積
- 必ず「160㎡以上、200㎡以下」とする。
 （床面積については、ピロティ、玄関ポーチ、駐車スペース、駐輪スペース、屋外テラス等は算入しない。）
- (4) 家族構成等
- 夫婦（夫43歳、妻37歳）、母（夫の母）、通勤所員（数人）
- (5) 要求室
- 下表の全ての室は、必ず指定された設置階に計画する。

部分	設置階・室名	特記事項	床面積	
建築設計事務所部分	1階	所長室	ア. 所長である夫及び妻が利用する。 イ. 事務室又は休憩室に隣接させ、直接行き来ができるようにする。 ウ. 収納を設ける。 エ. 設計業務ができる作業机(2人分)、印刷機、書棚を設ける。	13㎡以上
		事務室	ア. 設計事務所部分の玄関として、屋外から出入りができるようにする。 イ. 靴脱ぎスペース及び下足入れを設ける。 ウ. 4人分の設計作業ブース(うち1人分は主任用)を設ける。 エ. 模型等の作製用テーブル(1,800mm×1,000mm)、書棚、複合機を設ける。 オ. 主任用のブースの近くに、対面で打ち合わせを行なうことができるテーブル(2席)を設ける。	適宜
		休憩室	ア. スタッフの休憩やミーティング等に利用する。 イ. 事務室から利用できる位置に設ける。 ウ. 6人程度が座ることができるテーブル、ミニキッチン(1,400mm×600mm)、冷蔵庫を設ける。	16㎡以上
		倉庫	・棚を設ける。	3㎡以上
		便所	・洋式便器、小便器、洗面化粧台を設ける。	適宜
(注) 建築設計事務所部分は、履物は履き替えるものとする。				
住宅部分	1階	玄関	・下足入れ及び式台を設ける。	適宜
	2階	居食室	ア. 洋室とし、1室又は2室にまとめてよい。 イ. キッチン、対面キッチンとしてもよい。 ウ. ダイニングテーブル(4席)を設ける。 エ. ソファ及びリビングテーブルを設ける。	適宜
		母の部屋	ア. 洋室とし、収納を設ける。 イ. 日照に配慮した位置とする。 ウ. ベッド及び書斎机を設ける。	13㎡以上
		夫婦寝室	ア. 洋室とし、収納を設ける。 イ. 東面に窓を設けることができる位置とする。 ウ. ベッド(2台)を設ける。	13㎡以上
		便所	・洋式便器を設ける。	適宜
		浴室	・浴槽を設ける。	
		洗面脱衣室	・洗濯機及び洗面台を設ける。	

(6) 屋外施設等

屋外に下表のものを計画する。

駐車スペース	・住宅用として1台、建築設計事務所用として2台分の駐車スペースを設ける。
駐輪スペース	・建築設計事務所用として、3台分の駐輪スペースを設ける。
屋外テラス	ア. スタッフが食事や休憩などに利用できるようにする。 イ. 面積は、20㎡以上とする。 ウ. 事務室又は休憩室から直接出入りできる位置とする。 エ. テーブル(6席)を設ける。
シンボルツリー	ア. 敷地内に事務所のシンボルとなる樹木(枝張り3m)を植栽する。 イ. 設計事務所部分のアプローチから見える位置とする。

2. 要求図書

- 下表より、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい)。
- 図面は黒鉛筆仕上げとする。(定規を用いなくてもよい)。
- 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、4.55mm(部分詳細図(断面)にあつては、10mm)である。
- シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてよい。

要求図書 ()内は縮尺	特記事項
(1)1階平面図兼配置図 (1/100)	ア. 1階平面図兼配置図及び2階平面図には、次のものを記入する。 ・建築物の主要な寸法 ・室名等 ・「通し柱」を○印で囲み、「耐力壁」には△印を付ける。 ・断面図の切断位置及び方向 ・外壁の開口部において、防火設備が必要な部分に(防)と明記する。
(2)2階平面図 (1/100)	イ. 1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 ・敷地境界線と建築物との距離 ・道路から建築物へのアプローチ、駐車スペース、駐輪スペース、屋外テラス、門、塀、植栽等 ・シンボルツリーには、「シンボルツリー」と明記する。 ・道路から敷地及び建築物への出入口には、▲印を付ける。 ・事務室、事務室の靴脱ぎスペースの床高さ ・所長室…作業机(2人分)、印刷機、書棚 ・事務室…4人分の各作業ブース(破線)、模型作成テーブル、書棚、複合機 ・休憩室…テーブル、ミニキッチン、冷蔵庫 ウ. 2階平面図には、次のものを記入する。 ・1階の屋根伏図(平家部分がある場合) ・部分詳細図の切断位置及び方向 ・居間・食室・台所…ソファ、ダイニングテーブル(4席)、台所設備機器(流し台・調理台・コンロ台・冷蔵庫等) ・母の部屋…ベッド ・夫婦寝室…ベッド(2台)、本棚
(3)2階床伏図兼1階小屋伏図 (1/100)	ア. 主要部材(通し柱、1階及び2階の管柱、胴差、2階床梁、桁、小屋梁、火打梁、棟木、母屋、小屋束など必要なもの)については、凡例の表示記号にしたがって記入し、断面寸法(小屋束を除く。)を凡例欄に記入する。ただし、主要部材のうち、平角材又は丸太材としたものについては、その断面寸法を図面上に記入する。なお、根太及び垂木については、記入しなくてよい。 イ. 火打梁の代わりに、構造用面材による床組とする場合には、胴差、床梁、桁を記入したうえで構造用合板の厚さ、釘の種類・打ち付け間隔を明記する。 ウ. その他必要に応じて用いた表示記号は、凡例欄に明記する。 エ. 建築物の主要な寸法を記入する。
(4)立面図 (1/100)	ア. 東側立面図とする。 イ. 建築物の最高の高さを記入する。
(5)断面図 (1/100)	ア. 切断位置は、事務室を含む部分とする。また、少なくとも1階・2階いずれかの開口部を含むものとする。 イ. 建築物の外形、床面及び天井面の形状がわかる程度のものとし、構造部材(梁、基礎等)については、記入しなくてよい。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1階床高、屋根勾配、開口部の内法寸法及び主要な室名等を記入する。
(6)部分詳細図(断面) (1/20)	ア. 切断位置は、外壁の開口部(サッシ)とする。 イ. 作図の範囲は、窓まぐさから窓台を含む部分とする。 ウ. 開口部の内法寸法を記入する。 エ. 部材(窓まぐさ、窓台、アルミサッシ、窓枠)の名称を記入する。 オ. 外気に接する部分(外壁)の断熱・防湿措置を記入する。 カ. 主要な部位(外壁、内壁)の仕上材料名を記入する。
(7)面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(8)計画の要点等	・建築物等の計画に関する次の①～②について、具体的に記述する。 ① 建築設計事務所部分の計画について、工夫した点 ② 建物の外観について、工夫した点

敷地図 (縮尺: 1/400)

